

令和 6 年度 第 3 回大牟田市地域公共交通活性化協議会

報告事項 (4) 令和 7 年度 公共交通事業者利用促進事業 (案) について

<目次>

1. 公共交通事業者利用促進事業助成金の創設 1

令和 7 年 1 月 22 日 (水)
大牟田市 国県道路・地域交通対策課

1. 公共交通事業者利用促進事業助成金の創設

助成の趣旨

- 本市の公共交通は、人口減少や自家用車依存を起因とした利用者の減少により、路線の廃止や減便、運賃の値上げなど、公共交通サービス水準が低下し、利用者がさらに減少する悪循環となっている。
- こうした状況は運転免許を持たない学生や高齢者の移動に大きく影響し、通学・通勤や買い物、通院など、日常生活が制約され、ひいては地域社会の衰退を引き起こすことが懸念される。
- 公共交通を将来にわたり維持していくためには、公共交通の更なる利用が不可欠であり、交通事業者や地域団体等による利用促進や利便性向上に対する取組みへの積極的な支援が求められている。
- こうした背景を受け、大牟田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の交通事業者等が実施する公共交通の利用促進及び利便性の向上に資する取組みに対し、協議会を通して、助成金を予算の範囲内で交付する。

助成の内容・対象団体

【助成対象経費】

公共交通利用促進のイベント実施、ポスター・チラシ作成、PR動画撮影・配信など、協議会が必要と認める費用

【対象団体】

協議会の交通事業者等

【助成対象期間】

交付決定通知後から令和8年3月31日までに実施される事業

【助成額（上限）】

1事業につき上限10万円、補助率10/10以内

【採択予定数（見込み）】

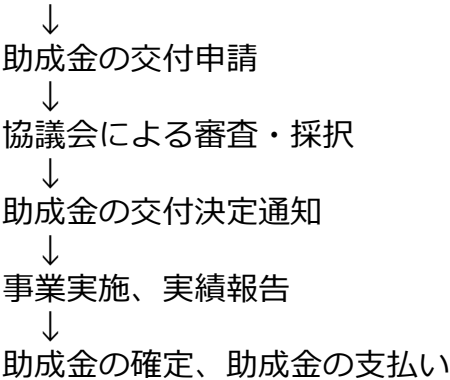
3団体

スケジュール

令和7年

1月：協議会への制度説明

4月：交通事業者への募集



令和8年

6月：協議会へ実績報告

